

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る事業所における
サービス担当者会議等の対応について

奈良市介護福祉課
(令和2年3月2日現在)

新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策にご尽力いただくようお願いしているところですが、依然として終息の目途がたらず更なる感染のまん延が懸念されています。

そこで、運営基準により開催が義務付けられているサービス担当者会議等について、新型コロナウイルス感染拡大の恐れが減少するまでの間、本市としての対応方針を次のとおりとしますので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

○居宅介護支援事業所・その他事業所

【サービス担当者会議】

感染拡大防止の観点から、開催を見送る、又は中止する判断をされる場合は、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、担当者に対する電話やFAX等での照会により意見を求めることができるものとします。当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については、記録を残しておいてください。

【モニタリング】

モニタリングの実施については、感染拡大防止の観点から、利用者の状況の把握において電話やFAX等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。利用者の居宅を訪問する必要がある場合には、感染防止を徹底したうえでご対応ください。

○地域密着型サービス事業所

【運営推進会議・医療連携推進会議】

感染拡大防止の観点から、会議の開催中止または書面による会議の実施も認めることとします。また、中止等はせずに会議を開催する場合は、参加者へ手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

会議を中止する場合は、中止に至った経緯を記録しておくようにしてください（関係者へ会議中止の案内等を送付されている場合はその案内も残しておいてください）。

【外部評価】

① 認知症対応型共同生活介護

外部評価の緩和の適用を受ける事業所について、緩和の要件となっている年 6 回の運営推進会議について、本通知に基づき、やむを得えず開催を中止する場合は、令和 2 年 2 月開催予定以降の開催分については、中止に至った理由等を記録しておくことで、年 6 回の実施要件に係る実施回数にカウントすることとします。

また、3 月に外部評価を実施する予定をされている事業所について、実施を見送る場合は 4 月以降に令和元年度分として外部評価の受審してください。よって、令和 2 年度中に、令和元年度と令和 2 年度分の二回受審していただくことになります。

② 認知症対応型共同生活介護以外

外部評価について、運営推進会議又は介護・医療連携推進会議での評価が義務付けられているサービスについては、各事業所の状況に応じて次回（次年度の第 1 回目）の運営推進会議において評価を受けることを認めるものとします。

本取扱いは、事業所において通常通り開催されることを妨げるものではないので、適宜判断していただくようお願いいたします。